

安心キット（救急医療情報キット）事業 の手引き

～ 事業を実施される地区のみなさまへ ～



安心キットは「もしも…」の時、あなたの命を守ります。

この事業は、みなさまからご協力いただいている社協会費（一世帯360円）と秋田市からの補助金で行われています。

社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

目 次

1	はじめに	P 2
	(1) キットの配布	
	(2) 見守りネットワーク事業との連携	
	(3) 事業の目的	
	(4) 実施体制と実施区域	
2	事業の流れ	P 4
3	事業の進め方	P 5
	(1) 事業の周知およびキット配布の希望の確認	
	(2) 希望者の取りまとめ・市社協への申し込み	
	(3) キットの配布	
	(4) 郵便局での取り扱いについて	
	(5) 定期的な安心カードの更新のお知らせ	
	(6) 市社協への実績の報告	
4	キットの管理	P 7
	(1) 安心カードの記入	
	(2) キットの準備	
	(3) ステッカーの貼付	
	(4) 安心カードの更新	
	(5) 地区社協への連絡	
5	安心キット携帯版について	P 1 0
6	個人情報の保護	P 1 0
7	資材について	P 1 1
8	Q & A	P 1 2
9	参考様式	P 1 4

1 はじめに

この手引きは、地区社協をはじめ民生委員、町内会、福祉協力員など関係者向けに作成したものです。事業の考え方、事業の進め方について解説してありますので、事業の実施にあたり地区での共通理解を図る際にご活用いただければ幸いです。

また、この事業を実施することにより、高齢者等の不安軽減を図るだけでなく、キットが地域の声かけ活動・訪問活動の充実のきっかけになり、地域福祉活動がますます発展することを期待しています。

(1) キットの配布

この事業は、希望する方へ地区社協および民生委員・町内会等を経由してキット（現物）を無料で配布するものです。

（地区社協へ助成金を交付する事業ではありません。）



容器版

ファイル版

(2) 見守りネットワーク事業との連携

この事業は、キットを配布するだけでなく、見守りネットワーク事業の一環として行うことを目的としています。キットの希望を確認するとき、配布するとき、定期的に安心カードの更新をお知らせするときなど利用者宅を訪問する機会が発生します。こうした訪問を見守りネットワーク事業と連携して行うことで、利用者との交流が円滑になり、信頼関係も築きやすくなります。

利用者から、キットの利用と日ごろの声かけ活動が関係していることを理解していただき、効果的な活動をすすめましょう。そのためには、地区社協・地区民児協・地区町内会連合会等（地区振興会などを含む）の協力が必要不可欠です。

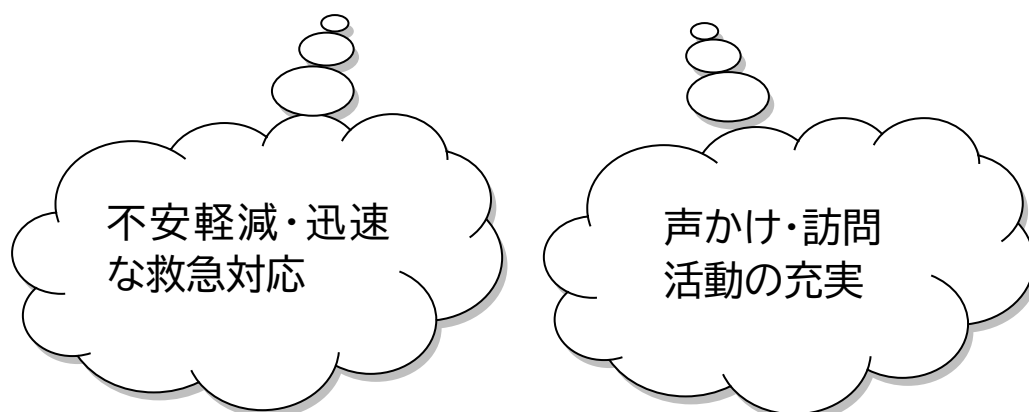


【配布対象者の考え方について】

※キットは、秋田市内に居住し、設置を希望する方に配布することができます。ただし、設置したすべての方を見守りネットワーク事業につなげる必要はありません。設置している世帯のうち、見守りが必要な世帯は見守りネットワーク事業と連携します。

(3) 事業の目的

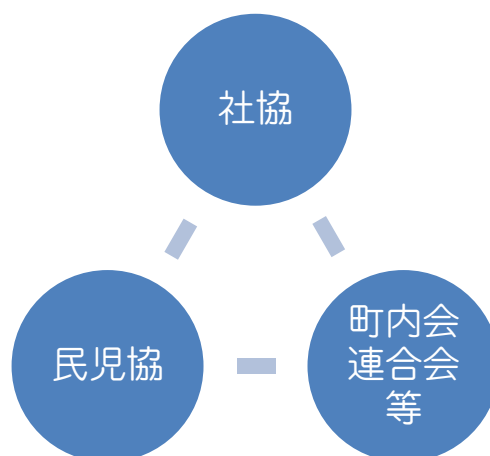
この事業を実施する目的は、キットを備えておくことでの高齢者等の不安の軽減と万が一の際に迅速な救急対応を受けれるようにすることです。また、キットをきっかけにした身近な地域での声かけ・訪問活動の充実を目的としています。



(4) 実施体制と実施区域

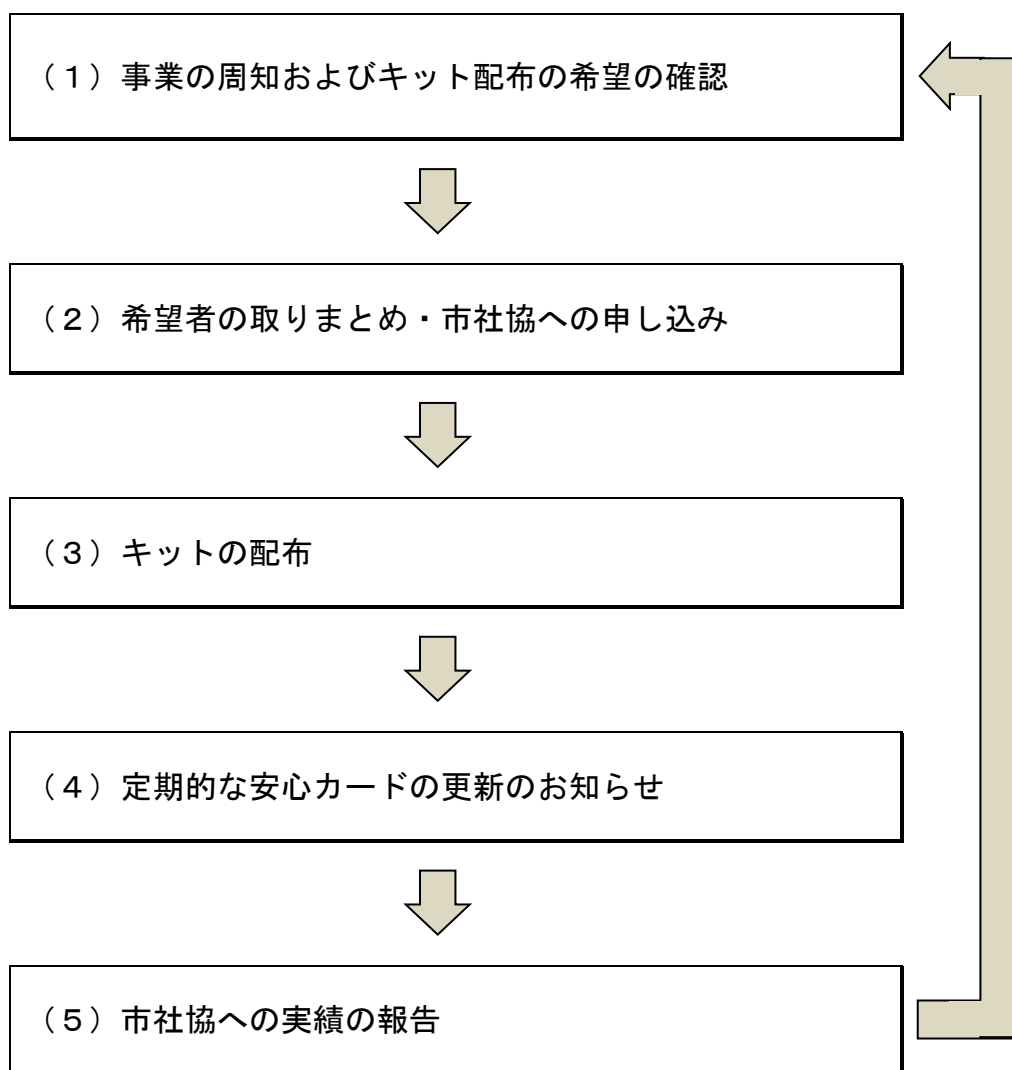
この事業は、地区社協、地区民児協、地区町内会連合会等（地区振興会などを含む）三者の合意形成のもと実施しています。見守りネットワーク事業との連携の観点も含めて、手続き上の窓口を地区社協とします。

また、実施対象区域を地区社協の区域とします。



2 事業の流れ

キットの配布および事務手続きの基本的な流れは次のようになりますが、地域の実情に応じて事業を進めてください。



3 事業の進め方

(1) 事業の周知・およびキット配布の希望の確認

関係者で（地区社協、地区民児協、地区町内会連合会等）この事業を周知し、キット配布の希望を確認することが必要になります。事業の周知・希望の確認については決まりはありませんので、下記を参考に、実施する地区にあった方法で行ってください。

その際に「パンフレット」などの資材が必要な場合は、11～12ページをご覧ください。うえ、市社協にご連絡ください。

単独で会議を開催する必要はありませんので、地区で例年開催している会議または研修会等にあわせて行いましょう。

また、地区内の実施状況の把握や新しい役員への周知も含め、年1回は話し合いの場を設けるのが望ましいです。



【例1】

町内会全体に回覧板などで周知し、町内会や民生委員を経由して希望を確認したうえで、キットを配布する。（申し込みをしてもらう。）

【例2】

見守り対象者などの要援護世帯で、キットが設置されていない場合は、その世帯にキット配布の希望を確認したうえで、配布する。

【例3】

一人親世帯などは、近隣とのつながりが希薄化しやすい傾向があるので、その世帯にキット配布の希望を確認したうえで、配布する。（地域とのつながりをつくる）

(2) 希望者の取りまとめ・市社協への申し込み

キットを希望した場合は、町内会や民生委員などの関係者の協力を得ながら、地区社協が取りまとめます。(必要数を地区社協へ伝えます。次に、地区社協より届いたキットを申込者へ配布します。)

地区社協は所定の「注文書」にキットの必要数、送付先などを記入し、市社協へ申し込みます。(期限はありません。)

地区社協で配布数を把握することは必要ですが、希望者・利用者(配布先)の名簿を作成する必要はありません。ただし、町内会や民生委員・児童委員は、利用者のうち、見守りが必要な方については、「町内会名簿」や「避難者支援対象者名簿」など既存の名簿を活用して把握します。それにより、見守りネットワーク事業とあわせて、訪問時に安心カードの更新のおしらせをするときなどに活用できます。

それでも、名簿が必要な場合は、14ページに参考様式を掲載してありますので、必要に応じてご活用ください。

(3) キットの配布

市社協から地区社協へキットが送られてきたら、関係者の協力を得ながら希望者へ配布します。その際、訪問する関係者は、パンフレットやチラシなどを使いながらキットの管理方法(特に安心カードの記入方法、準備など)について説明します。



その際、キットの利用と日ごろの声かけ・訪問活動が関係していることや安心カードの更新のお知らせのため、訪問することがあることなどを利用者から理解していただくようにしましょう。

(4) 郵便局での取り扱いについて

令和3年2月より秋田市内の各郵便局(簡易郵便局を除く)の窓口で安心キットを配布しています。キットを希望する方が郵便局で申込すると、その場でキット一式をもらうことができます。申し込みされた方の情報が市社協に届くので、お住まいの地区の社協に情報を提供いたします。その情報を地区の関係者間で共有し、地区の実績に加えてください。また、見守りが必要な人であればリストへ追加してください。

郵便局での申し込みの際、申込者は備え付けの申込書に記入し、専用の封筒にいれ封をした状態で郵便局員に渡すため、郵便局側は申込者の個人情報を把握しておりません。

(5) 定期的な安心カードの更新のお知らせ

体調は年々変化することが考えられます。情報に変更があったときは、原則として、内容の書き換え（更新）は、キットを利用するご本人またはご家族の方から行っていただきます。また、安心カードと一緒に保管している健康保険証の写しなどの差し換えがある場合も同様です。

更新し忘れを防ぎ、安心してご利用いただけるよう、最低でも年に1度、関係者が安心カードの更新をお知らせするように努めましょう。

特に「町内会名簿」や「避難者支援対象者名簿」など既存の名簿を活用して把握している見守りが必要な利用者については、見守りネットワーク事業と連携を図りながら、利用者宅へ訪問するなど直接、声かけをすると効果的です。

利用者に特別な変化がない場合は、キットを配布した年度の翌年から定期的に、情報の更新のための訪問を行います。



(6) 市社協への実績の報告

この事業の実績は、「見守りネットワーク事業」とあわせて市社協へ報告します。

- ① 今年度新規設置世帯数 ② 年度末現在の設置世帯数

※郵便局で申込された方もカウントしてください

4 キットの管理

(1) 安心カードの記入

キットに保管する安心カードは、原則として、キットを利用するご本人またはご家族が記入します。（個人情報保護のため。）

ただし、利用する方の中には、字が書けず、ご家族や近くに身内がないという場合も出てきますので、その場合は、関係者の方からお手伝いしていただくこともあります。（更新のときも同様です。）

また、いざというときに、ご本人であることが確認できるよう安心カードへ顔写真の貼付を勧めましょう。

(2) キットの準備

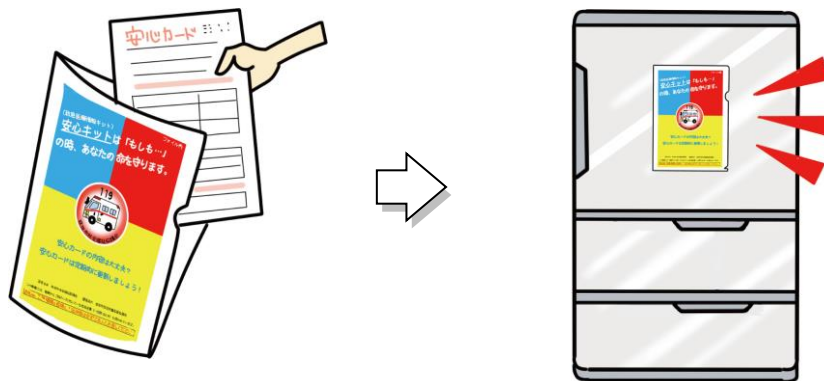
安心カードの記入が終わったら、専用の保管容器または保管ファイルに入れ、自宅冷蔵庫の中または外側に貼って保管します。

ご利用される方が複数いる場合でも、1つの容器かファイルで保管します

〔容器版を選んだ方は冷蔵庫の中に保管〕



〔ファイル版を選んだ方は冷蔵庫に貼って保管（裏面にマグネット付）〕



その他にも、健康保険証のコピー・薬剤情報提供書（お薬手帳の内容）のコピーなどを入れることもできます。



健康保険証



薬剤情報提供書

(3) ステッカーの貼付

シール式のステッカーは、玄関ドア（内側）に貼ってください。容器版を選択された方はマグネット式のステッカーを冷蔵庫の扉（外側）に貼ってください。救急隊員がこのステッカーを確認して、安心キットを設置しているかを判断します。



【ファイル版を選択された方】

ファイル版は裏面にマグネットがついているため、マグネット式のステッカーのかわりにもなっています。

〔シール式〕
玄関ドアの内側に

〔マグネット式〕
容器版の方は冷蔵庫に
ファイル版の方にはマグネット式ステッカーは配布しません

(4) 安心カードの更新

安心カードに記入した情報が古いままだと、救急時に適切な対応ができない場合があります。「かかりつけの病院が変わった」「飲み薬がふえた」あるいは「緊急時の連絡先が変わった」ときなどは、すみやかに安心カードの内容を更新します。安心カードの内容を更新する場合、変更部分を二重線で消して、余白に変更後の内容を記入する方法と新たに「更新用安心カード」を配布して記入する方法があります。地区の実情にあわせてやりやすい方法で更新の呼びかけをしてください。

安心カードに記入した情報の更新と一緒に保管している健康保険証の写しなどの更新も、ご本人またはご家族が行います。



安心カードを記入する際に消せるボールペンを使用すると、変更部分を消して新しい内容を記入できるので便利です。※消せるボールペンは各自用意

(5) 地区社協への連絡

利用者がキットを破損・紛失してしまい再配布を希望する場合や安心キットがなくなったりなくなった場合あるいは転居する場合などには、地区社協へ連絡することになっています。なお、この内容についてはパンフレットにも記載しております。

5 安心キット携帯版について

安心キット携帯版を希望した方に、申込用紙を記入していただく必要はありません。地区社協で配布数を把握をする必要もありませんので、実績の報告は不要です。

また、安心キットの容器版、ファイル版を希望された方には、携帯版をセットで一緒に渡してください。

申込者にすぐにお渡しできるように地区社協で多めにストックをしてください。(所定の注文書で市社協へ申し込みください)

ふりがな 氏名	血液型	<div style="background-color: #00aaff; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">安心キット</div> <div style="background-color: #ff0000; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">携帯版</div> <div style="text-align: center;">  <p>119 秋田市社会福祉協議会</p> </div>
住所 秋田市		
生年月日 年 月 日		
電話番号		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 記入年月日 年 月 日 </div>

(表)

緊急連絡先	お名前	市町村名	電話番号	本人との関係
【かかりつけの病院】 Tel:		【服薬内容】 例: 血圧の薬 	【病院や救急隊に伝えたいことなど】	

(裏)



認知症徘徊者の方にもご活用ができます。行方不明時の早期発見や身元確認に有効になります。

6 個人情報の保護



この事業に携わる関係者は、申込手続き、安心カードの記入および更新の支援などで知り得た利用者の個人情報の保護に努めなければなりません。

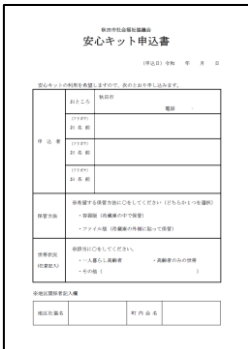
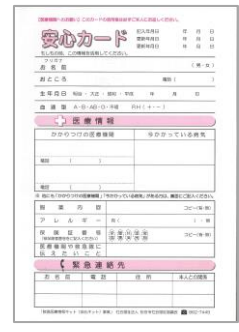
安心カードへの記入および管理を原則としてご本人またはご家族が行うようにしているのも、できるだけ個人情報を外に出さないためです。



7 資材について

資材が必要なときは、いつでも市社協に申し込むことができます。資材の申込書は地区社協あてにお送りしています。

【資材の一覧】

<p>(1) 保管容器、保管ファイル</p> <p>冷蔵庫の中で保管する容器版と冷蔵庫に貼りつけて保管するファイル版（裏面にマグネット付）の2つから<u>どちらか1つを選択</u>して保管します。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>容器版</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ファイル版</p> </div> </div>
<p>(2) ステッカー（玄関用・冷蔵庫用）</p> <p>救急隊員に安心キットを設置していることを知らせるためのサインです。</p> <p>シール式（玄関用）とマグネット式（冷蔵庫用）があります。</p>	<p>(3) 安心カード</p> <p>かかりつけ医や持病、緊急連絡先などを記入する用紙です。更新用の安心カードもあります。</p>
<p>(4) キット事業の手引き（本冊子）</p> <p>事業の進め方について解説した冊子です。地区社協、民生委員、町内会、福祉協力員など関係者向けです。</p>	<p>(5) パンフレット</p> <p>希望者向けに安心キットを説明するためのものです。回覧用、対象者への説明用として使用します。</p>
<p>(6) 申込書</p> <p>希望者が町内会等へ申込みする際に使用します。</p> <p>(※必要な場合)</p>	<p>(7) 安心カード更新のお知らせ</p> <p>設置世帯へ安心カードの更新をお知らせする時に使用します。更新のPR用にポケットティッシュもあります。</p>



<p>(8) 啓発用チラシ</p> <p>未設置世帯への啓発用、町内会等での回覧用として使用します。</p> 	<p>(9) 安心キット携帯版、チラシ</p> <p>外出中に緊急事態が起きたときに、救急隊員に迅速に情報を伝えることができます。財布などに入れて持ち歩けます。また、啓発用のチラシもあります。</p> 
--	--

8 Q & A

Q 1 キットは、なぜ冷蔵庫に保管するのですか？

A かけつけた救急隊員がすぐに安心キットを探し出す必要があります。そのための最適な場所が冷蔵庫です。ほとんどのお宅で冷蔵庫は台所にあるので、キットがどこにあるかすぐにわかります。

Q 2 ステッカーは玄関の外ではなく、なぜ内側に貼るのですか？

A 玄関の外側に貼ってしまうと、そのお宅が高齢者世帯であることが知られてしまいます。訪問販売や悪徳商法などのリスクを避けるために、玄関の内側に貼るようにしています。このことは救急隊員にも周知しています。

Q 3 ステッカーは必ず貼らないといけませんか？

A 救急隊員はステッカーを見てそのお宅に安心キットがあるかの判断をします。玄関や冷蔵庫にステッカーがないと冷蔵庫を確認することができないため必ず貼るようにしてください。玄関ドアの素材あるいは形状により、シールが貼れない場合は最低限、冷蔵庫に貼ってください。
※ファイル版を選択した方は、冷蔵庫にステッカーを貼る必要はありません。

Q 4 安心カードはなぜ更新するのですか？

A 安心カードに記入した情報が古いままだと、救急隊員が適切な対応ができない場合があります。万が一の時に備えて、安心カードの内容に変更があったときは、すみやかに更新するようにしてください。

Q 5 キットが活用された際、保管容器やファイル、安心カードは戻ってきますか？

A はい、戻ってきます。救急隊員や医療機関へは活用後に本人に返却してもらうようお願いしてあります。

Q 6 キットが必要でなくなったとき、返却しなければなりませんか？

A 返却する必要はありません。利用者の責任で処分してください。（キットが必要でなくなったときは、地区社協へ連絡するようパンフレットにも記載しています）

Q 7 容器版とファイル版2つ設置してもいいですか？

A 2つ設置してしまうと救急隊員が安心キットを活用する際に混乱する事態になりかねませんので、保管方法はどちらか1つを選択して設置をしてください。

Q 8 容器版からファイル版へ変更はできますか？

A 変更することは可能です（ファイル版から容器版への変更も可）。保管方法を変更した場合は、変更前に使っていた容器版またはファイル版は利用者の責任で処分してください。

Q 9 ファイル版希望ですが、冷蔵庫にマグネットがつかない場合は？

A ファイル版には裏面がマグネットではなく、両面テープのものもご用意しています。地区社協で必要な場合は、市社協にお問い合わせ下さい。

Q 10 容器版、ファイル版、携帯版について、破損や紛失した場合は？

A すべて再配布することが可能です。破損したもの、紛失したものが再配布後に見つかった場合は利用者の責任で処分してください。

Q 11 自宅にキットを設置していませんが、携帯版だけもらうことはできますか？

A もらうことができます。（各地区で希望者がいた場合は、配布してください。その際、申込用紙への記入は不要です。また、市社協へ実績を報告する際に携帯版のみ持っているかたのカウントは不要です）

Q 12 申込み時に名前や住所を記入するのはなぜですか？

A どのお宅にキットを配布したのかを把握するためです。また、見守りが必要な世帯は見守りネットワーク事業と連携し、訪問時に安心カードの更新の呼びかけができるようになります。個人情報においては各地区で厳重に管理してください。

救急医療情報キット（安心キット）申込書兼配布者名簿

申込日 年 月 日 町内会名 []

[]
【町内会】
↓
【地区社協】

[]
【担当民生委員】
↓
【地区社協】

No.	氏名	住所	電話番号	世帯状況	備考
1				<input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他	
2				<input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他	
3				<input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他	
4				<input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他	
5				<input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他	

社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目 8-2
TEL 018-862-7445
FAX 018-863-6068

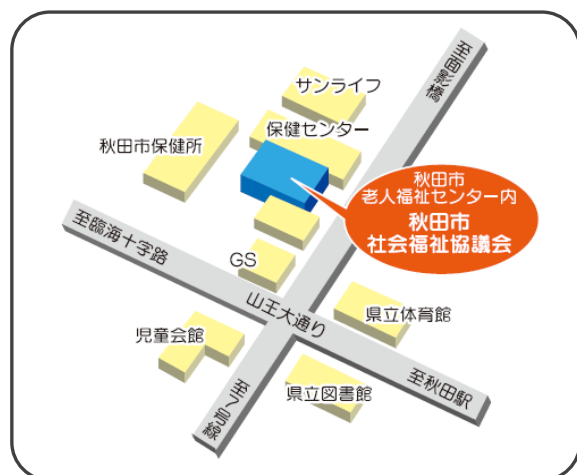
ホームページアドレス

<http://www.akita-city-shakyo.jp/>



QR コード

ホームページから資料・様式などをダウンロードすることができます。



令和3年4月